

山形県警察指紋等の取扱いに関する訓令

制定 平成11年9月28日 本部訓令第16号

改正 平成18年12月27日 本部訓令第21号

指紋等の取扱いに関する訓令（昭和44年11月本部訓令第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、山形県警察における指紋及び掌紋の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（指掌紋資料の作成）

第2条 警察署長等は、ライブスキャナを用いて指紋記録又は掌紋記録（以下「指掌紋記録」という。）を作成することができないときは、インクにより指紋資料又は掌紋資料（以下「指掌紋資料」という。）を作成するものとする。

（指掌紋資料の送付等）

第3条 規則第4条第2項の規定による指掌紋資料の刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）への送付は、指紋・掌紋資料送付書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 鑑識課長は、規則第4条第4項の規定により、指掌紋記録等を電磁的方法により整理保管するものとする。

（訂正事項通知書の送付等）

第4条 警察署長等は、ライブスキャナを用いて細則第3条第1項の規定による指掌紋記録等に係る身上事項の追加又は訂正の通知を行うことができないときは、訂正事項通知書（別記様式第2号）を鑑識課長に送付するものとする。

2 鑑識課長は、前項の規定による送付を受けたときは、速やかに細則第3条第1項の規定による警察庁犯罪鑑識官への通知を行わなければならない。

3 前項の通知は、電磁的方法により行うものとする。

（処分結果通知書の送付等）

第5条 警察署長等は、ライブスキャナを用いて規則第5条第1項の規定による処分結果記録の作成及び送信を行うことができないときは、処分結果通知書（別記様式第3号）を鑑識課長に送付するものとする。

2 鑑識課長は、前項の規定による送付を受けたときは、速やかに規則第5条第1項の規定による警察庁犯罪鑑識官への送信を行わなければならない。

3 前項の送信は、電磁的方法により行うものとする。

(現場指掌紋の送付等)

第6条 規則第6条第1項及び第8条第1項の規定により現場指紋又は現場掌紋(以下「現場指掌紋」という。)に添付する協力者指紋及び協力者掌紋(以下「協力者指掌紋」という。)は、協力者指掌紋用紙(別記様式第4号)によるものとする。

2 細則第6条の規定による現場指掌紋に添付する書面は、現場指掌紋送付書(別記様式第5号)及び協力者名簿(別記様式第6号)とする。

3 警察署長等は、現場指掌紋を現場指掌紋採取袋(別記様式第7号)に収納の上、前2項に規定する書類及び現場指掌紋の採取番号を付し印象状態を明らかにした略図を添付し、鑑識課長に送付するものとする。

(遺留指掌紋等の処理)

第7条 鑑識課長は、規則第6条第2項の規定により現場指掌紋と協力者指掌紋を対照した結果の連絡及び規則第6条第5項の規定による通知並びに規則第8条第2項の規定による指名照会の回答は、電話によって行うものとする。この場合において、遺留指紋又は遺留掌紋(以下「遺留指掌紋」という。)と符合したものについては、遺留指掌紋対照結果通知(回答)書(別記様式第8号)を送付するものとする。

(遺留指掌紋の保管袋)

第8条 鑑識課長は、遺留指掌紋を保管するときは、遺留指掌紋保管袋(別記様式第9号)に収納し、年次別かつ受理番号順に保管するものとする。

(事件解決通知書)

第9条 警察署長等は、現場指掌紋を送付した事件について、被疑者を検挙したとき又は当該事件が解決したときは、事件解決通知書(別記様式第10号)により鑑識課長に通知するものとする。

(指掌紋照会の回答)

第10条 鑑識課長は、警察署長等が行った指掌紋照会について、刑事部鑑識課に保管中の指掌紋記録等により指掌紋照会に係る調査結果が明らかとなったときは、指掌紋照会通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

(簿冊の作成)

第11条 鑑識課長及び警察署長等は、次の簿冊を作成し、必要な事項を記載するものとする。

簿 冊 の 名 称	作 成 者	記 載 事 項
指掌紋記録等作成処理簿 (別記様式第12号)	警 察 署 長 等	指掌紋記録等の作成及び処理経過

指掌紋記録等処理簿 (別記様式第13号)	鑑識課長	指掌紋記録等の処理経過
現場指掌紋送付簿 (別記様式第14号)	警察署長等	現場指掌紋の採取及び処理経過
現場指掌紋処理簿 (別記様式第15号)	鑑識課長	現場指掌紋の処理経過
遺留指紋照会処理簿 (別記様式第16号)	鑑識課長	遺留指紋照会書の作成及び処理経過
遺留掌紋照会処理簿 (別記様式第17号)	鑑識課長	遺留掌紋照会書の作成及び処理経過
指掌紋照会簿 (別記様式第18号)	警察署長等	指掌紋照会(被疑者に係るものを除く。)の送付及び処理経過
指掌紋照会処理簿 (別記様式第19号)	鑑識課長	指掌紋照会(被疑者に係るものを除く。)の処理経過

附 則

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。